３　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第４の備考２及び４、様式第15の２の備考２、様式第16の備考２並びに様式第26の備考９と同様とする。

様式第36の３（第27条の４の２、第38条の14関係）

【書類名】　回復理由書
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【出願の表示】
　【出願番号】
【特許出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【回復の理由】
（【手数料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【納付金額】）
【提出物件の目録】

〔備考〕

１　「【回復の理由】」の欄には、特許法第41条第１項に規定する先の出願の日から１年以内又はパリ条約第４条A(1)に規定する優先期間内に特許出願をしなかつたことが故意によるものでないことを表明するものとする。また、特許法第41条第１項に規定する先の出願の日から１年以内又はパリ条約第４条A(1)に規定する優先期間内に特許出願をすることができなかつた理由について簡明に記載する。

２　第27条の４の２第８項(同条第９項において準用する場合を含む。)及び第38条の14第７項(同条第６項において準用する場合を含む。)の規定により、２以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【出願の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る出願の表示（出願の表示の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。

【別紙】
　特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○、
　特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○、

３　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで、16から18まで及び21から26まで、様式第４の備考２、様式第15の２の備考２、様式第26の備考９並びに様式第31の９の備考１及び３と同様とする。この場合において、様式第31の９の備考１中「備考４に該当する場合」とあるのは「備考２に該当する場合」と、備考３中「第25条の７第８項、第31条の２第７項、第38条の２第５項及び第38条の６の２第６項」とあるのは「第27条の４の２第６項（同条第９項において準用する場合を含む。)及び第38条の14第５項（同条第８項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

様式第70（第69条関係）

【書類名】　特許料納付書
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【特許番号】
【請求項の数】
【特許権者】
　【氏名又は名称】
【納付者】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【納付年分】　　第　　年分

（　　円）

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

１　複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。

２　特許法第112条の２第１項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、「【納付年分】」(備考３に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第112条の２第１項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記載する。

３　第69条第２項の規定による共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第９条第○号○に掲げる要件に該当する者である。(○○○○　持分○／○)」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○○　持分○／○)」のように減免を受ける旨、特許権者の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合　○／○」のように合算して得た額と特許法第107条第１項に規定する特許料の金額の割合を記載する。

４　第69条第４項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「【納付年分】」(備考２に該当する場合にあつては「【特許料等に関する特記事項】」、備考３に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。

５　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から12まで、14及び22から25まで、様式第26の備考９並びに様式第69の備考２、３、５、７及び８と同様とする。この場合において、様式第26の備考９中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考３中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考５中「特許法第107条第５項ただし書」とあるのは「特許法第107条第５項ただし書及び第112条第３項ただし書」と、備考７中「備考６」とあるのは「備考３」と、備考８中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、「特許出願人」とあるのは「特許権者」と読み替えるものとする。